## 令和2年度 普通交付税の算定方法の改正について

### <u>1 「地域社会再生事業費(仮称)」(R2年度地方財政計画:0.4兆円)に対応した算定</u>

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費(仮称)」(4,200億円程度)を創設することとしている。

算定額は、道府県分と市町村分を同額程度とし、人口を基本とした上で、それぞれ1/2程度を「人口構造の変化に応じた指標」を用いて、1/2程度を「人口集積の度合に応じた指標」を用いて算定することとしている。

また、この算定と合わせて、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、「地域社会再生事業費(仮称)」において算定することとしている。

## 2 「まち・ひと・しごと創生事業費」 (R2年度地方財政計画:1兆円) に対応した算定 方法の見直し

「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)については、「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において引き続き算定することとしている。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和2年度は「取組の必要度」に応じて3,800億円程度(道府県分1,260億円程度、市町村分2,540億円程度)、「取組の成果」に応じて2,200億円程度(道府県分740億円程度、市町村分1,460億円程度)を算定することとしている。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

また、「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」の算定に用いる指標について、児童虐待の防止や防災・減災対策の強化等の行政需要の変化に合わせて職員数削減率及び地方債残高削減率を廃止する等、見直しを行うこととしている。

さらに、「人口減少等特別対策事業費」の「取組の成果」及び「地域の元気創造事業費」の「地域経済活性化分」の算定に用いる指標について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を踏まえ、見直すこととしている。

### 3 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る算定

幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る地方負担については、 全額を基準財政需要額に算入することとしている。

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、O歳から2歳までの子どもについては、保育所の所得階層別の子どもの数に、住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の単価を乗じること等により保育所に要する経費を算定し、3歳から5歳までの子どもについては、保育所又は幼稚園の子どもの数に、幼児教育・保育の無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たり単価を乗じることにより保育所又は幼稚園に要する経費を算定するほか、認可外保育施設等に係る経費を算定することにより、各地方団体の負担の実態に応じた算定を行うこととしている。

また、高等教育の無償化に係る地方負担については、各地方団体の負担の実態を反映するため、無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人当たり単価を乗じることにより算定することとしている。

## <u>4 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定</u>

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税を 前倒しで400億円に増額したことに対応し、森林環境譲与税を財源として実 施する森林環境整備等の経費として400億円程度を算定することとしてい る。

### 5 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の算定

会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費(人口)において所要経費を一括計上することとしている。

### 6 業務改革の取組等の成果を反映した算定

業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映について、令和2年度においては、平成28年度に導入した16業務のうち2業務(学校用務員事務及び庶務業務)及び平成29年度に導入した2業務のうち1業務(公立大学運営)について、段階的な反映における4年目又は5年目の見直しを実施することとしている。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し(上位3分の1の地方 団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定)については、段階的 な反映における5年目の見直しを実施することとしている。

## 7 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成30年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしている。

## 8 その他の算定方法の改正

・ 河川費において、土砂災害防止法に基づく基礎調査に要する経費について、 平成27年度から5年間の時限措置としていた基礎調査実施箇所数に基づく密 度補正を廃止し、単位費用により措置することとしている。

また、発電水利使用料について、事業費補正の算定において収入見込額の一定割合を控除する算定方法を廃止し、単位費用の積算において歳入として控除することとしている。

- ・ 社会福祉費において、市町村における障害児保育に要する経費に適用する受入障害児数を用いた密度補正について、障害児の受入れに伴う保育士の配置の実態を反映するため、受入障害児数が障害児保育のための加配職員数の2倍の数(加配対象受入障害児数)を超える場合には、加配対象受入障害児数を用いるよう算定方法を見直すこととしている。
- 高齢者保健福祉費(65歳以上人口)における介護保険の1号保険料の低所 得者軽減強化分及び高齢者保健福祉費(75歳以上人口)における後期高齢者 医療保険基盤安定事業負担金について、保険料軽減被保険者数を用いた密度補 正を適用することとしている。
- ・ 令和元年度において特別交付税により措置することとしている以下の経費について、令和2年度から普通交付税において算定することとしている。

事項	算定項目
病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	衛生費(道府県分)
病院事業に係る共済追加費用の負担に要する経費	保健衛生費(市町村分)
道府県分の軽費老人ホームの運営に要する経費	高齢者保健福祉費 (6 5歳以上人口)
道府県分の非常勤職員の公務災害補償に要する経費	包括算定経費 (人口)
道府県分の地方バス路線の運行維持に要する経費の一部	包括算定経費 (人口)
道府県分の救急医療用へリコプターの運航等に要する経費の一部	衛生費
道府県分の地方創生の推進に要する経費の一部	地域振興費 (人口)

# 令和2年度普通交付税額の推計について

# 個別算定経費

A1

(地域社会再生事業費(仮称)、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除く)

〇推計参考伸率 <u>(前年度算定比)</u> 道府県分+1.5% 市町村分+2.0%

+

# 包括算定経費

A2

〇推計参考伸率(前年度算定比) 道府県分△0.5% 市町村分+2.5%

十

# 地域の元気創造事業費 人口減少等特別対策事業費

〇当該団体で推計 別添資料3を参照

+

# 地域社会再生事業費 (仮称)

〇当該団体で推計 別添資料4を参照

 $\pm$ 

# 公債費・事業費補正

〇当該団体で推計

A3

# 臨時財政対策債発行可能額

〇当該団体で推計 別添資料7を参照

I

# 基準財政収入額

A4

〇当該団体で推計

П

# 普通交付税額

# 個別算定経費の留意点

個別算定経費(地域社会再生事業費(仮称)、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除いた経費)については、<u>前年度算定額</u>を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎と して伸率を算出したものであるので、各団体ごとの態容や基 <u>礎数値の変動などにより異なる点に留意し、勘案</u>すること (次ページ参照)。

# a. 測定単位の変動による増減

《教職員数、児童・生徒数等の毎年の更新》

# b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の更新》

## ○密度補正等の基礎数値の変動(毎年)

全般的に密度補正等の基礎数値の変動には留意が必要であるが、 特に障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護 扶助者数等の基礎数値が大幅に変動することにより、基準財政需要 額の伸びが異なるケースが多いことに留意。

# c. 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の 無償化による影響

幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る地方負担については、保育所・幼稚園の子どもの数や無償化対象学生数等に基づき、各団体の負担の実態に応じた算定を行うことに留意。

別添資料5参照

# d. 森林環境譲与税を財源として実施する森 林整備等の経費に対応した算定

森林環境譲与税を前倒しで400億円に増額したことに対応し、 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費として 400億円程度を算定することに留意

# e. 特別交付税による措置から普通交付税 による措置への見直しによる影響

令和元年度において特別交付税により措置することとしている以下の経費について、令和2年度から普通交付税において 算定することに留意。

事項	算定項目	
病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	衛生費(道府県分)	
病院事業に係る共済追加費用の負担に要する経費	保健衛生費(市町村分)	
道府県分の軽費老人ホームの運営に要する経費	高齢者保健福祉費	
追的宗力の牲員を八か一厶の建呂に安する柱員	(65歳以上人口)	
道府県分の非常勤職員の公務災害補償に要する経費	包括算定経費	
直的 未力の 作市 到職員の 五 物 欠 音 価 員 に 安 す る 柱 員	(人口)	
道府県分の地方バス路線の運行維持に要する経費の一部	包括算定経費	
直的 朱力 の 地力 バ へ	(人口)	
道府県分の救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費の一部	衛生費	
道府県分の地方創生の推進に要する経費の一部	地域振興費	
上川 木刀 ツ地川 川土 ツ推進に女 する 社員 ツー 叩	(人口)	

# f.その他

《補正係数の見直し等による増減》

- ① 補正の新設・廃止等
  - ・ 河川費における密度補正の廃止

(土砂災害防止法に基づく基礎調査に要する経費について、基礎 調査実施箇所数に基づく密度補正を廃止し、単位費用により措 置。また、発電水利使用料について、事業費補正の算定におい て収入見込額の一定割合を控除する算定方法を廃止し、単位費 用の積算において歳入として控除。)

- ・ 社会福祉費における密度補正の見直し
  - (市町村における障害児保育に要する経費に適用する受入障害児数を用いた密度補正について、受入障害児数が障害児保育のための加配職員数の2倍の数(加配対象受入障害児数)を超える場合には、加配対象受入障害児数を用いるよう密度補正を見直し。)
- 後期高齢者保健福祉費における密度補正の新設 (介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化分及び後期高齢者 医療保険基盤安定事業負担金について、保険料軽減被保険者 数を用いた密度補正を新設。)

## ② その他

最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

# 包括算定経費の留意点

<u>前年度算定時</u>の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるので、団体の規模(人口・面積)により異なる点に留意し、勘案すること。

# 公債費・事業費補正の留意点

- ① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金が大きく増額するものに留意。
  - ·臨時財政対策債 ·緊急防災·減災事業債 等
- ② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に 見積もらないこと。
  - •地方稅減収補填債 •財源対策債 •臨時地方道整備事業債 等

特に下記の起債が、令和元年度で償還が終了し、令和2年度に償還額が大幅に減になることに留意。

<道府県分>

臨時地方道整備事業債(H11債)

地方税減収補塡債(H10債)

減税補塡債(H10債)

財源対策債(H10債)

<市町村分>

臨時地方道整備事業債(H11債)

地方税減収補塡債(H10、H16債)

減税補塡債(H10債)

財源対策債(H10債)

# 基準財政収入額

A 4

## ① 法人税割及び利子割(交付金)

元年度調定見込額×乗率×0.75 + 精算見込額

〇法人税割の乗率 道府県0.69、市町村0.89

○利子割の乗率 道府県1.50 ○利子割交付金の乗率 市町村1.64

## ② 法人事業税

元年度調定見込額(所得·収入金課税分)× 1.09

- 十 元年度調定見込額(外形標準課税分)×1.02
- 一 元年度調定見込額×0.06

×0.75+精算見込額

当該道府県内市町村の法人事業税交付金の合計額

## ③ 地方消費税(交付金)

地方消費税率の引上げによる増収分は100%算入

- <道府県>前年度の基準財政収入額×1.18
- <市町村>前年度の基準財政収入額×1.31

### 4 新たに創設される税目

- 〇法人事業税交付金
  - ・当該道府県内市町村の合計額を交付基準(法人税割)に基づき当該団体で推計
- 〇特別法人事業譲与税
  - •譲与基準に基づき当該団体で推計

### ⑤ その他の税目

前年度の各税目等毎の基準財政収入額 × 地財計画の増減率

- ※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添資料6「基準財政収入額の推計に係る留意事項について」を参照
- ※2 法人関係税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象
- ※3 法人関係税及び利子割(交付金)の調定見込額は10月照会によるもの
- ※4 基準財政収入額の算定においては、各団体の当該年度の予算額ではなく前年度収入実績を基礎として算定

<u>+</u>

## 税 源 移 譲 相 当 額(個人住民税) 100%算入

- 〇所得税から個人住民税への税源移譲
- 〇県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲
  - 当該団体で推計

 $\pm$ 

### 地方特例交付金 × 0.75

当該団体で推計

<u>+</u>

### 東日本大震災に係る特例加算額(減収見込額)× 0.75

当該団体で推計

I

## 令和2年度 地域の元気創造事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- ・行革努力分の算定に用いる指標について、行政需要の変化に合わせて職員数削減率及び 地方債残高削減率を廃止するなど見直し

### 令和2年度算定額

行革努力分地域経済活性化分計道府県分500億円程度475億円程度975億円程度市町村分1,500億円程度1,425億円程度2,925億円程度計2,000億円程度1,900億円程度3,900億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正 I + 経常態容補正 II )

道府県:950円 市町村:2,530円

《行革努力分》経常態容補正  $I = (0.2A + 0.1B + 0.3C + 0.2D + 0.2E) \times \alpha$ 

A : ラスパイレス指数(前年度)

B : ラスパイレス指数(直近5か年平均)

C : 経常的経費削減率

D : 地方税徴収率

E : 業務システムに対するクラウド導入率

α: 算定額を総額に合わせつけるための率

(注)経常的経費削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出 地方税徴収率及び業務システムに対するクラウド導入率は、直近単年度の数値により算出

#### 《地域経済活性化分》経常態容補正Ⅱ=

<道府県> (0.1F+0.1G+0.1H+0.1I+0.1J+0.1K+0.1L+0.1M+0.1N+0.1O) × r × β <市町村> (0.15F+0.15G+0.1H+0.1J+0.1K+0.1L+0.1M+0.1N+0.1O) × r × β

F: 第一次産業産出額(道府県)・農業産出額(市町村)

G : 製造品出荷額

H: 小売業年間商品販売額

I : 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数(道府県)

J : 若年者就業率K : 女性就業率

L : <u>高齢者就業率</u>

M : 従業者数<sup>※</sup>

N : 事業所数<sup>※</sup>

O: 一人当たり県民所得(道府県)・一人当たり地方税収(市町村)

r : 条件不利地域の割増率

β: 算定額を総額に合わせつけるための率

- 全国と比較して改善度合が大きい 団体の需要額を割増し

ラスパイレス指数については指数100との差、その他の

指標については全国の数値との差に応じて割増し又は割落し

※指定都市・中核市、都市、 町村ごとに改善度合を比較 (市町村)

・下線の指標は令和2年度に新たに追加したもの

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。]☆

## 令和2年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・ しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和2年度は200億円シフト)

令和2年度算定額	野組の心亜苺	明名の中田	=1
	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,260億円程度	740億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,540億円程度	1,460億円程度	4,000億円程度
	3,800億円程度 (△200億円程度)	2,200億円程度 (+200億円程度)	6,000億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正 I + 経常態容補正 II )

道府県:1,700円 市町村:3,400円

《取組の必要度》 経常態容補正 I = (0.4A+0.075B+0.075C+0.075D+0.075E +0.075F+0.075G+0.075H+0.075I) × α

A : 人口增減率 / 全国平均(注) B : 全国平均 / 転入者人口比率 C : 転出者人口比率 / 全国平均 D : 全国平均 / 年少者人口比率 E : 自然增減率 / 全国平均(注) F : 全国平均 / 若年者就業率 G : 全国平均 / 女性就業率

H: 1 / 有効求人倍率

I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高

《取組の成果》 経常態容補正Ⅱ =

<道府県> (0.2J+0.2K+0.1L+0.1M+0.1P+0.1Q+0.1R+0.1S) × r ×  $\beta$  <市町村> (0.25J+0.25K+0.1L+0.1N+0.1O+0.1R+0.1S) × r ×  $\beta$ 

J : 人口增減率<sup>※</sup>

K : 出生率

L : 年少者人口比率<sup>※</sup>

M: 東京圏への転出入人口比率 (道府県)

N : 転入者人口比率(市町村) O : 転出者人口比率(市町村)

P : <u>県内大学進学者割合</u>(道府県)

Q : 新規学卒者の県内就職割合(道府県)

R : 若年者就業率 S : 女性就業率

r : 条件不利地域の割増率

β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を 割増し(注)

※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに 改善度合を比較(市町村)

(注)例えば、人口増減率については、H14~16の 人口増減率の平均値とH29~R1の人口増減率 の平均値の差を改善度合としている

・下線の指標は令和2年度に新たに追加したもの

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。14

## 地域社会再生事業費(仮称)の創設

〇 地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進 するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方 財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として 「地域社会再生事業費(仮称)」(4.200億円)を計上

### 普通交付税における算定

### 【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目 「地域社会再生事業費(仮称)」 を 創設し、地域社会の維持・再生に必要となる取組みに要する経費を算定

### 【算定額】

地域社会再生事業費(仮称) 4,200億円程度

### 【算定方法】

- 道府県分と市町村分の算定額を同額程度とする
- ・ 測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性 が高い団体に重点的に配分を行う観点から、以下の2つの視点による 指標を反映
- ① 人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で 生じる課題に対応

#### (算定に用いる指標)

- · 人口減少率
- · 年少人口比率
- · 高齢者人口比率
- · 生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少 し、少子高齢化が進行している 団体の経費を割増し

### ② 人口集積の度合に応じた指標

人口集積の度合が低い地域で、 生活を支えるサービスの提供コスト が拡大し、持続可能性が低下する ことに対応

#### (算定に用いる指標)

・非人口集中地区(人口密度4,000 人未満)の人口を基本とした指標 [特に人口密度の低い地域の人口 を割増し]

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の 人口が多い団体の経費を割増し

※ 上記算定と合わせて、都道府県が実施する技術職員の充実等(市町村支援 及び中長期派遣体制の強化)に要する経費について、総務省に報告した 増加職員数に応じて算定

## 地域社会再生事業費(仮称)の算定方法(案)

### 算定方法

単位費用 × 測定単位(人口) × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 ··· 道府県分:1,950円、市町村分:1,950円

段階補正: 地域振興費を参考にしつつ、本事業に対応する財政需要に応じて新たに設定

経常態容補正 =  $(0.2A + 0.1B + 0.1C + 0.1D) \times \alpha + 0.5E \times \beta$ 

A :人口減少率(H22国調→H27国調)

B : 年少人口比率(H27国調)

C : 高齢者人口比率(H27国調)

D : 生産年齢人口減少率(H22国調→H27国調)

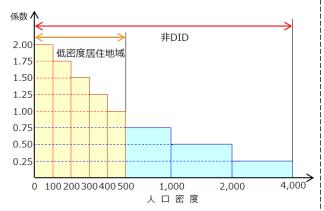
E : 非人口集中地区人口比率(H27国調)

 $\alpha$ 、 $\beta$ : 算定額を総額に合わせ付ける率

(注1) 人口構造の変化に応じた指標については、 全国平均との比較により指標を算出。

(注2) 非人口集中地区人口は、人口密度(メッシュ 人口)区分別の人口に係数を乗じる。(右図) 農山村地域である低密度居住地域(人口密度 500人未満)の人口を割増し、それ以外の人口 を割落として補正する。 人口構造の変化に応じた指標

人口集積の度合に応じた指標



※ 上記算定と合わせて、都道府県における技術職員の充実(市町村支援及び中長期派遣 体制の強化)に要する経費について、増加職員数に応じて算定する。

### 【試算例】

V DV <del>JT</del> DJ ✓					
	A市 (50万人)	B市 (10万人)	C市 (5万人)	D町 (1万人)	E村 (5千人)
試算額	2億8千万円程度	1億6千万円程度	1億1千万円程度	8千万円程度	6千万円程度
人口減少率	0.0%	<b>▲</b> 1.0%	▲2.5%	▲6.0%	▲8.0%
年少人口比率	14. 0%	13. 5%	13.0%	12.0%	11.0%
高齢者人口比率	24. 5%	27. 0%	29.0%	34.0%	36.0%
生産年齢人口 減少率	<b>▲</b> 5.5%	▲6.5%	▲8.0%	▲11.0%	<b>▲</b> 13.0%
非人口集中地区 人口比率 (非DID人口)	10.0% (85,000人)	40.0% (48,000人)	50.0% (30,000人)	105.0% (9,800人)	125.0% (5,000人)

- ※ 上記の試算は、標準的な指標によるモデル試算である。 実際の算定額は、各団体の「人口構造の変化に応じた指標」及び「人口集積の度合に応じた指標」により、 人口規模が同程度であっても大きく異なる。
- ※ 係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

## 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る交付税算定

○ 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る地方負担については、 地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。

### ≪交付税算定費目≫

### 幼児教育・保育の無償化

			道	府県	市町村	備考
	幼稚園	公立			その他の教育費	
施設型給付	(新制度)	私立		その他の (測定単位		密度補正を適用
他改生和刊	伊奈託	公立				密度補正を適用
	保育所	私立		社会福	<b>逼</b> 社費	密度補正を適用
施設等利用給付	幼稚園(旧制	度)		その他の (測定単位		密度補正を適用
加	その他認可外保育	施設等	社会福祉費		密度補正を適用	
	合計		1, 7	700億円程度	3,700億円程度	

### 高等教育の無償化

		道府県	市町村	備考
大学・短大・高専・専門学校	公立	その他の (測定単位	D教育費 位:人口)	密度補正を適用
専門学校	私立			密度補正を適用
合計		340億円程度	50億円程度	

〇 個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担の全額を基準財政需要額に算入し、保育所・幼稚園の子どもの数や無償化対象学生数等に基づき、各団体の負担の実態に応じた算定を行う。

項目	無償化の対象		算定方法
	0~2歳	住民税 非課税世帯	保育所等の所得階層別の子どもの数に、住民税非 課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の単価を 乗じること等により保育所に要する経費を算定
幼児教育 ・保育の無償化	3~5歳	全員	<ul> <li>保育所又は幼稚園の子どもの数に、幼児教育・保育の無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たり単価を乗じることにより保育所又は幼稚園に要する経費を算定</li> <li>給付対象者数を用いて認可外保育施設等に係る経費を算定</li> </ul>
高等教育 の無償化	住民税 非課税世帯等		無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人 当たり単価を乗じることにより算定

## 基準財政収入額の推計に係る留意事項について

1 令和2年度においては、地方法人特別譲与税が廃止され、道府県分にあっては特別法人 事業譲与税について、市町村分にあっては法人事業税交付金について、新たにその75%を 算入することとしていること。

なお、地方法人特別譲与税の基準財政収入額にかかる精算制度については、令和 4 年度 まで継続することとしていること。

- 2 基準財政収入額の見積りに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度(令和元年度)の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、 法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないこと に留意すること。
- 3 地方消費税については、令和元年 11 月末日が土曜日であることにより 11 月末日までに 国に納付されるべき地方消費税の一部が 12 月に納付される結果、令和元年 11 月末日が平 日であるならば令和 2 年 3 月に交付される地方消費税交付金が、令和 2 年 6 月に交付され ることとなること。

このため、地方消費税及び地方消費税交付金の推計に当たっては、市町村分の伸びが道府県分の伸びに比べ高い見込みとなることに留意すること。

- 4 財源不足団体の特別法人事業譲与税の推計に当たっては、財源超過団体の譲与制限額を 各財源不足団体の人口で按分した額を加算することに留意すること。
- 5 個人住民税(所得割)の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納 税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 6 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じるなど の方法により全国(交付団体)の総額を見積もっている。

#### 令和元年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じて見積もるもの

区分	道 府 県 分	市町村分
配当割 (交付金)	0.91 程度	0.91 程度
株式等譲渡所得割 (交付金)	0.55 程度	0.55 程度
軽油引取税 (交付金)	1.01 程度	1.02 程度
自動車税環境性能割(交付金)	2.26 程度	2.38 程度
森林環境譲与税	1.50 程度	2.13 程度

## 令和2年度の臨時財政対策債発行可能額について

### 1 臨時財政対策債発行可能額の総額

令和2年度の道府県と市町村の臨時財政対策債の割合は、道府県と市町村の臨時 財政対策債控除前財源不足額(基準財政需要額(臨時財政対策債発行可能額振替前) と基準財政収入額の差額)の割合等を踏まえ、令和元年度据置としている。

これにより、令和2年度における道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能 額は下表のとおりと見込まれる。

(単位:億円)

区		分	令和2年度	令和元年度	差引	伸び率
道	府	県	17, 211	17, 853	△642	△3.6%
市	町	村	14, 186	14, 715	△529	△3.6%
合		計	31, 398	32, 568	Δ1, 171	△3.6%

<sup>※</sup>表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

## 2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各団体の控除前財源不足額を基礎として算定することとしている。

### <u>3 算式</u>

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算定する見込み。 なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の基 準財政需要額から振り替えることとしている。

#### く算式>

発行可能額 =  $\mathbf{a} \times \mathbf{X} \times \alpha$ 

% Xは右記により算定 X = B/(B+C) ×ア

a:控除前財源不足額(当該団体における基準財政需要額(臨時財政対策債発 行可能額振替前)と基準財政収入額の差額)

B:臨時財政対策債の全国総額(道府県・市町村別)

C:普通交付税の交付基準額の全国総額(道府県・市町村別)

ア:「基準財政収入額/基準財政需要額(臨時財政対策債発行可能額振替前)」 (H27~R1 平均) を用いた補正係数

合併算定替適用市町村におけるアの算出に当たっては、合併関係市町村の 「基準財政収入額/基準財政需要額(臨時財政対策債発行可能額振替前)」 (H27~R1 平均)を、合併市町村の権能(政令市、中核市・施行時特例市、 その他の市町村)に対応した算式に適用

 $\alpha$ :総額に合わせ付けるための率

#### (参考) Xのイメージ (現時点の試算値であり、算定時に変動)

#### 道府県 (例)

基準財政収入額	
基準財政需要額	X
(臨財債発行可能額振替前)	
0.80	0.60程度
0. 70	0. 45 程度
0. 60	0.35 程度
0.50 以下	0.25 程度以下

#### 市町村 (例)

基準財政収入額	X			
基準財政需要額 (臨財債発行可能額振替前)	政令市	中核市 施行時特例市	その他の市町村	
1.00	0.80程度	0.75 程度	0.75 程度	
0. 90	0.75 程度	0.65~0.55程度	0.65~0.55程度	
0.80	0.60程度	0.55~0.45程度	0.55~0.45程度	
0. 70	0. 45 程度	0.35~0.25程度	0.35~0.25程度	
0.60 以下	0.35 程度以下	0.20程度以下	0.20 程度以下	